

(1) 良好な治安と安全で快適な交通の確保

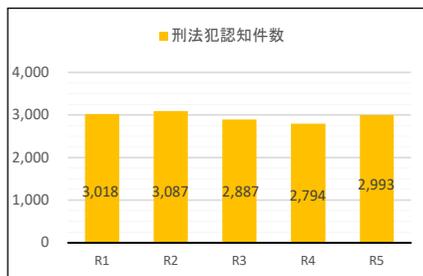


10年後の目指す姿

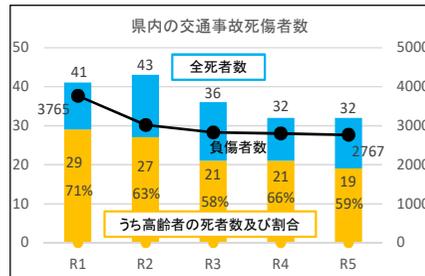
- ◆ 県民、地域社会や関係機関・団体等との連携により、犯罪が減少し、社会全体で良好な治安が保たれている。
- ◆ 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践、適切な交通環境の整備により、安全で快適な交通が確保されている。

現状と課題

- 本県における刑法犯認知件数は、令和4年に過去最少を更新しましたが、令和5年は増加に転じています。特殊詐欺被害件数についても、犯行手口の巧妙化等により増加傾向にあります。
- 依然として、県民を不安に陥れる殺人、強盗等の重要犯罪のほか、重大な事案に発展するおそれのあるストーカーやDV事案も多数発生しており、迅速・的確な対応が求められています。
- デジタル化の進展に伴い、新しいサービスや技術を悪用した犯罪が発生するなど、サイバー空間の脅威も深刻な情勢が続いています。
- 一方で、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、二次的被害にも苦しんでいます。犯罪被害者等の視点に立った支援策やその権利利益の保護が必要です。
- 交通事故死者数・負傷者数は、減少傾向にありますが、高齢者が交通事故当事者となる割合が高くなっています。また、子どもが死傷する交通事故や飲酒運転など、悪質・危険な運転による交通事故が未だ発生しています。
- 電動キックボード等の新たなモビリティも含め、多様な交通主体の安全で快適な通行を確保する必要があります。



出典：大分県調べ



出典：大分県調べ

主な取組

①良好な治安の確保

<安全・安心なまちづくりの推進>

- ・街頭防犯カメラの設置促進など、地域の情勢に即した効果的な犯罪防止・検挙活動の推進
- ・地域住民や企業、団体等と連携した防犯活動の推進
- ・高齢者を中心とした特殊詐欺等被害防止対策の推進
- ・若者を「犯罪に加担させない」取組の推進
- ・ストーカー・DV・児童虐待・声掛け事案等への迅速・的確な対応の強化
- ・国や関係機関等と連携した再犯防止対策の強化



自主防犯パトロール隊による  
こどもの見守り活動

<犯罪検挙、暴力団等組織犯罪対策の推進>

- ・重要犯罪等の徹底検挙に向けた初動捜査体制の強化
- ・匿名化、広域化が進む特殊詐欺検挙対策の強化
- ・暴力団、匿名・流動型犯罪グループ<sup>※1</sup>等の取締りと犯罪収益の剥奪
- ・科学捜査力や各種捜査支援システムの充実・強化
- ・技術情報等の流出防止に向けた経済安全保障対策の推進

<サイバー空間の安全確保対策の推進>

- ・サイバー空間の脅威情勢を踏まえた広報啓発活動による被害防止対策の促進
- ・迅速・適切な初動捜査によるサイバー事案検挙の推進
- ・サイバー空間における対処能力向上に向けた官民連携の推進

②安全で快適な交通の確保

- ・交通ルール遵守と交通マナー向上を図るための広報啓発・交通安全教育等の推進
- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転行為の根絶に向けた交通取締り等の推進
- ・安全で快適な歩行・自転車通行空間の整備推進
- ・信号機や横断歩道など交通安全施設の効果的な整備推進



スクエアード・ストレイト方式<sup>※2</sup>  
による交通安全教育

③犯罪被害者等の支援策の推進

- ・関係機関の連携による支援提供体制の強化
- ・カウンセリングによる精神的被害回復や犯罪被害者等給付金などによる経済的負担軽減のための支援の充実
- ・犯罪被害者等の人権や心身の状況への配慮など、二次的被害防止の推進
- ・メディアやSNS等の活用や犯罪被害者週間における集中的な広報啓発活動による県民理解の増進

目標指標

指標名	基準値	目標値					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
刑法犯認知件数(件以下)	2,993	過去 最少値 [2,794(R4)]	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値
交通事故死者数(人以下)	32	過去 最少値 [32(R4,5)]	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値	過去 最少値

※1 SNSなどの匿名性の高い通信手段を活用しながら、緩やかな結び付きで難合集散を繰り返しながら犯罪に及ぶ集団  
 ※2 「恐怖を直視させる」という意味で、怖い思い、ヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法

(2) 消費者の安心や生活衛生の向上と動物愛護の推進

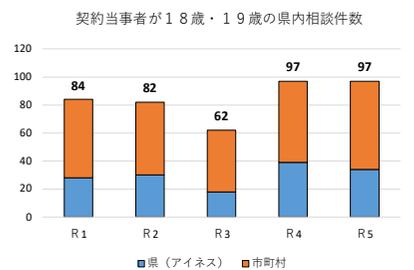


10年後の目指す姿

- ◆消費者教育や相談体制の充実により、県民が消費者トラブルを回避し、安全な商品・サービスを購入・消費できている。
- ◆商品表示など、事業者に対する監視指導の強化により、安全な商品・サービスが提供されている。
- ◆ペットの適正飼育が進み、犬・猫の殺処分頭数等が減少し、人と動物が愛情豊かに暮らしている。

現状と課題

- 商品やサービスの多様化により、巧みな手口の悪質商法やインターネットを介した契約トラブル等に対する苦情相談が、各世代にわたり複雑・多様化、深刻化しています。
- 成年年齢下げに伴い、学校や家庭におけるこどもの頃からの消費者教育の充実・強化が求められています。また、高齢者の消費者相談件数が全体の3割を占めており、高齢者への消費者教育も必要です。
- 消費生活相談体制の充実に不可欠な相談員が高齢化しており、人材の確保・育成が急務となっています。
- 消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準である品質や価格などの商品表示等は、正しく、分かりやすいことが前提であるため、事業者に対する着実な監視指導が必要です。
- 入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態が多様化しています。基準値を上回るレジオネラ菌が検出されるなど、健康被害につながる事案も発生していることから、消費者が安心して利用できるよう衛生水準の向上が求められています。
- 犬・猫の殺処分頭数は減少傾向にありますが、引取り依頼の相談や糞尿による悪臭等の苦情が依然として多く寄せられています。動物がその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」のさらなる啓発が必要です。



出典：令和5年度消費生活相談の概要（大分県調べ）



出典：令和5年度消費生活相談の概要（大分県調べ）

主な取組

①消費者の自立支援

<消費者教育の推進>

- ・学齢期から高齢期までライフステージごとの相談内容の傾向に応じた消費者教育・啓発の推進
- ・ネット利用の拡大など、デジタル化の進展により複雑化する契約や巧妙化する詐欺等への対処方法の周知

<消費者サポート体制の充実>

- ・市町村や関係機関と連携した消費生活相談体制の充実
- ・相談員の養成・資質向上研修などによる相談体制の充実
- ・消費者団体などの自主的活動への支援
- ・高齢消費者の被害防止に向けた地域の見守り活動の促進



高校生を対象とした消費生活啓発講座

②事業者の意識向上と管理体制の充実

- ・取引行為等の適正化に向けた事業者への指導等の充実・強化
- ・生活衛生に係る講習会の開催など、事業者の意識向上や迅速・的確な監視指導の実施
- ・生活衛生関係団体と連携した事業者の自主衛生管理体制の充実

③人と動物が共生できる社会の推進

- ・おおい動物愛護センターを核とした小学生等に対する動物愛護教育の推進
- ・ペットのマイクロチップ装着やしつけなど、適正飼育の推進
- ・多頭飼育者等に対する合同指導など、関係機関と連携した犬・猫の適正飼養の推進
- ・市町村やボランティア、関係団体等と連携した犬・猫の譲渡、さくら猫プロジェクトなど地域猫活動※1の促進
- ・避難所へのケージ等の貸出など、災害時のペット同伴避難策の推進



動物愛護教育「命の授業」の様子

目標指標

指標名	基準値	目標値					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
消費生活相談あっせん解決率(県・市町村) (%)	95.4	96.8	96.9	97.0	97.1	97.2	97.7
犬・猫の殺処分頭数(頭以下)	564	485	417	359	308	265	125

※1 特定の飼い主はいないものの、地域住民が去勢や不妊手術を施した上で適正管理する活動

(3) 食の安全・安心の確保と未来へつなぐ食育の推進



10年後の目指す姿

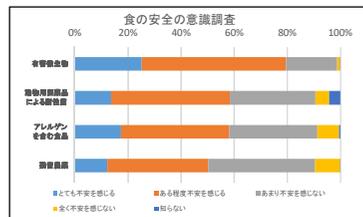
- ◆食品取扱事業者のHACCP※1による衛生管理、農林水産物の生産工程の見える化などにより、県民が安全な食品を安心して購入・消費できている。
- ◆県民一人ひとりが食品衛生や食品表示に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現している。
- ◆地域の多様な食文化や食に関する知識、経験が次世代に継承されるとともに、自然の恩恵と食に関わる人々への感謝の念が広く県民に醸成されている。

現状と課題

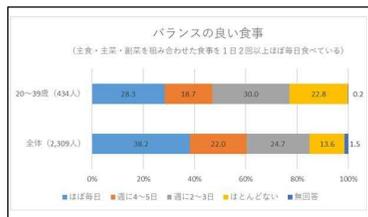
- 改正食品衛生法（令和3年6月施行）により、すべての食品取扱事業者にHACCPによる衛生管理が義務づけられました。しかしながら、食中毒による健康被害は依然として発生しており、生産から消費に至るまでのフードチェーンの各段階での対策が必要です。
- 食品の産地偽装、アレルギー表示の欠落、農薬・動物用医薬品の不適正使用事例なども発生しています。事業者の意識向上や監視指導の強化が必要です。
- 少子高齢化が進み世帯構造が変化する中、食に関する価値観や暮らしのあり方が多様化し、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えています。県民一人ひとりが食を選択する力を身につける必要があります。
- 古くから各地で育まれてきた伝統的な食文化が失われることが危惧されています。家庭や地域、学校において食文化の保護・継承の機会を増やす必要があります。



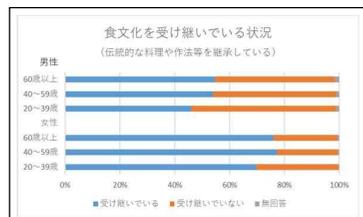
出典：令和5年大分県食中毒事件録



出典：食品安全委員会 食品の安全性に関する意識調査（R4）



出典：令和5年度食育に関する意識調査（農林水産省）



出典：令和5年度食育に関する意識調査（農林水産省）

主な取組

①食の安全・安心確保の推進

<安全な食品の製造・販売体制の確保>

- ・新規事業者へのHACCPの導入支援、導入済施設へのフォローアップの実施
- ・食品取扱施設への監視指導・啓発など、食中毒防止対策の推進
- ・流通する食品の行政検査による食の安全の担保
- ・農産物の生産工程管理やトレーサビリティシステムの普及・拡大など自主管理の推進
- ・有機栽培や化学肥料・農薬の使用量を減らす栽培などの推進



HACCPによる食品製造の衛生管理

<消費者に向けた適切な情報提供の推進>

- ・消費者への食品衛生・食品表示に関する正しい情報の提供、リスクコミュニケーション※2の実施
- ・食品表示の適正化の推進と偽装表示対策チーム等による監視指導の強化
- ・ピクトグラムを活用したわかりやすい食材情報の提供など、食物アレルギー事故防止対策の推進



食物アレルギー対応セミナー

②食を選択する力を養う食育の推進

- ・おおいた食育人材バンクを活用した地域の多様な食育の実施
- ・家庭・学校・地域の連携による「おおいた食（ごはん）の日」を活用した県民運動の推進
- ・若い世代に向けた調理実習の実施など、地域の食材を活用した「日本型食生活」の推進



バランスの良い食事の学習（津久見高校）

③魅力ある地域の食文化の次世代への継承と活用

- ・地域の郷土料理や伝統料理等の食文化の継承
- ・農林漁業体験を通じた地域の農林水産業への理解の促進
- ・学校給食等を活用した地産地消の促進
- ・豊かな食材を活用したガストロノミーツーリズム※3の推進

目標指標

指標名	基準値	目標値					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
飲食店等を原因とする食中毒発生件数（件以下）	6	0	0	0	0	0	0
月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合（%）	98.1	100	100	100	100	100	100

※2 リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。関係者間で信頼関係を構築することで、リスクの回避や除去あるいは低減につながる。

※3 その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的とした観光

※1 HACCP（ハサップ）とは、事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程において、それらの危害要因を除去又は低減させ、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法